

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化と透明性の高い企業経営を実現する上で、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると認識しており、経営効率の向上やコンプライアンス経営を行なう為の組織や仕組みの整備に努めております。特に、コンプライアンス経営の実践については、社会と共存し持続的な成長を果たす上で最重要の課題であると考え、取締役会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関と定め、基本方針や遵守基準の策定及び見直し等、体制面での強化を図ると共に、従業員に対する定期的な教育・啓蒙活動を実施し、従業員一人ひとりのコンプライアンスマインドの醸成に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	27,788,000	35.03
伊藤忠商事株式会社	21,130,000	26.64
株式会社ファミリーマート	11,739,000	14.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,410,000	4.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,053,600	1.33
ノーザントラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノントリーティー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	756,800	0.95
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	422,000	0.53
ザバンク オブ ニューヨーク メロン (インターナショナル) リミテッド 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	378,300	0.48
三井住友信託銀行株式会社	376,000	0.47
野村信託銀行株式会社	351,200	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
長谷 一雄	弁護士					○				○
小松崎 行彦	他の会社の出身者		○	○		○	○			○
加藤 修一	他の会社の出身者		○	○	○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
長谷 一雄	○	弁護士	長谷氏は、弁護士として企業法務に精通し、その実績・見識について高く評価されており、公正かつ客観的な立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。 また同氏は取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として選任しております。
小松崎 行彦		小松崎氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ファミリーマートの常務取締役常務執行役員を兼務しております。同社と当社は、顧客に対するクレジット決済機能及びポイントサービス機能の付与についての共同事業展開を行っております。その他に、同氏と当社に特別な利害関係はありません。	小松崎氏は、経営に関する幅広い見識をもとに、公正かつ客観的な立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。
加藤 修一		加藤氏は、当社のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社の金融ビジネス部長を兼務しております。その他に、同氏と当社に特別な利害関係はありません。	加藤氏は、伊藤忠商事株式会社において金融部門等に従事され、その実績・見識について高く評価されており、公正かつ客観的な立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門である監査部及び全社のコンプライアンス体制を管理・統括するコンプライアンス室等からの報告に加え、必要に応じて、会計監査人との相互の意見・情報交換を行なうなどの連携を図り、厳正な監査を行なっております。また内部監査は独立組織である監査部が行っており、当社の組織運営並びに業務活動について内部統制、リスク管理等の視点から監査を実施しております。監査役との連携につきましては、毎月1回の定期報告及び必要に応じて適宜情報交換・意見交換を実施しており、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
角野 俊樹	他の会社の出身者		○	○	○					○
田辺 則紀	他の会社の出身者		○	○	○					○
横山 友之	公認会計士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
角野 俊樹		角野氏は、当社のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社の住生活・情報事業・リスク管理室長を兼務しております。その他に、同氏と当社に特別な利害関係はありません。	角野氏は、金融機関における職務経験により財務及び会計における相当程度の知見を有しており、監査役としての適性を十分に備えていると判断しております。
田辺 則紀		田辺氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ファミリーマートの常勤監査役を兼務しております。同社と当社は、顧客に対するクレジット決済機能及びポイントサービス機能の付与についての共同事業展開を行っております。その他に、同氏と当社に特別な利害関係はありません。	田辺氏は、東京証券取引所市場第一部上場企業の監査役としての職務経験により財務及び会計における相当程度の知見を有しており、監査役としての適性を十分に備えていると判断しております。
横山 友之	○	公認会計士・税理士	横山氏は、公認会計士として財務及び会計における相当程度の知見を有しており、監査役としての適性を十分に備えていると判断しております。また同氏は取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現行の報酬制度において十分な報酬が支払われていると考えているため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

区分	支給人数(名)	報酬等の額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	7(3)	102(14)
監査役 (うち社外監査役)	4(3)	25(10)
合計	11	127

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成7年5月24日開催の定時株主総会において年額200百万円と決議いたしました。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年5月21日開催の定時株主総会において年額45百万円と決議いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等に関する事項については、社外取締役を含む指名報酬委員会において、公正かつ透明性の高い審議を行い決定しております。
また各取締役の報酬の額は、会社の業績、業績に対する貢献度、社員給与とのバランス及び公表されている他社での役員報酬の水準等、総合的な評価を行い、決定しております。監査役の報酬等については、監査役会での協議の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、経営企画部が業務執行のサポートを行っております。また社外監査役を含めた監査役に対しては、補助使用人(専任者)1名を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 取締役会**
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む7名により構成されており、毎月1回定期的にまた必要に応じて臨時に開催しております。平成26年2月期において、取締役会は13回開催され、経営上の重要事項についての審議、決定を行いました。
- 監査役会**
当社は監査役会制度を採用しており、公正性、透明性の確保に留意しております。監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されており、平成26年2月期において11回開催され、監査の方針、計画及び実施状況等を審議、決定いたしました。監査役は、取締役会等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門である監査部及び全社のコンプライアンス体制を管理・統括するコンプライアンス室等からの報告に加え、必要に応じて、会計監査人との相互の意見・情報交換を行なうなどの連携を図り、厳正な監査を行なっております。
- 執行役員会**
執行役員会は、常勤の取締役及び執行役員によって構成されており、取締役会の機能を補完するため、取締役会付議案件の事前協議や取締役会からの指示事項についてのフォローを行っております。
- リスク管理体制**
当社は、全社的なリスク管理体制に関する規程として「リスク管理規程」を定めており、当社を取り巻く様々なリスクに対し適切な管理・運営の実現を目指しております。リスク管理に関する体制といたしましては、取締役会が長期的な事業運営の観点からリスク管理全般の方針を定めると共に、リスクマネジメントに係わる基本方針の制定等を行なう機関として、全執行役員からなるリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント体制全体の状況のチェックを行なっております。また、リスク管理に関する専任部署としてリスク管理部を設置し、全社的なリスク管理方針の立案、総合的なリスクの運営・管理に関する全社横断的な調整等を行なうと共に、各部ごとにリスク管理責任者・リスク管理担当者を任命し、リスクの正確な把握及び適切なコントロールを実施しております。
- コンプライアンス体制**
取締役会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関と定め、基本方針や遵守基準の策定及び見直し等を行うとともに、全執行役員からなるコンプライアンス委員会によりコンプライアンス体制全体の運営状況のチェックを行っております。また、業務全般におけるコンプライアンス状況のチェック、従業員に対する教育・啓蒙活動につきましては、専任部署であるコンプライアンス室を中心に、各部ごとにコンプライアンス責任者・コンプライアンスオフィサーを任命し、定期的な報告・研修を実施しており、コンプライアンス体制の強化に努めております。
- 内部監査**

内部監査は監査部13名が行っており、当社の組織運営並びに業務活動について内部統制、リスク管理等の視点から監査を実施しており、毎月1回、監査役への定期報告及び必要に応じて適宜情報交換・意見交換を行い、監査の実効性を高めています。

7. 会計監査の状況

会計監査人につきましては有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士の氏名等につきましては、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 遠藤 康彦	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 山田 円	有限責任監査法人トーマツ

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を選任していることに加え、社外監査役が過半を占める監査役会と連携することにより、客観性、中立性を確保し、経営の監視機能を十分果たすことができると判断し、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成26年5月23日(金)開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上(URL: http://www.pocketcard.co.jp/ir)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の発表後、定期的にあナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会は開催しておりませんが、英文決算資料の作成をしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IRに関する情報につきましては、投資家向けホームページ(URL: http://www.pocketcard.co.jp/ir)を作成し、経営方針、適時開示資料、有価証券報告書等について掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR担当TEL03-5441-3450 FAX03-5441-1231 E-mail: koho@pocketcard.co.jp	
その他	国内・海外の投資家、証券アナリストとのIRミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、カード素材に原材料を焼却してもダイオキシンが発生しないPET-G素材の採用やオンライン明細一件あたり5円を認定NPO団体FoE Japanの実施するマングローブ再生プロジェクトへ寄付する植林活動への取組み、カードポイントの慈善団体への寄付プログラム、クールビズ・ウォームビズの実施、ゴミの分別ならびにリサイクルの推進など各種CSR活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)を定め、ステークホルダーに対する適時適切な情報提供を心掛けております。当該方針につきましては、当社ホームページ上(URL: http://www.pocketcard.co.jp/ir/profile/profile_06.html)に掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行の法令・定款適合性確保
 - a 取締役会を定期的に開催し、社外取締役を選任する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な態勢を構築する。
 - b 法的リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールすべき法令違反リスクとして、個人情報保護法、割賦販売法、貸金業法、金融商品取引法、保険業法、銀行法等を把握している。
 - c コンプライアンス室管掌役員を統括責任者として定め、コンプライアンス室を事務局として全社的な法令等の遵守に関する管理及び統括を行う。加えて、各部室にコンプライアンス責任者・コンプライアンスオフィサーを置いて管理を行う。また、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスの重要な事案を審議し、善後策、再発防止策を講じるとともに、重大な影響を与える事案については、取締役会での報告を行う。
 - d コンプライアンス室は、各部室からのコンプライアンス定例報告や月2回コンプライアンスデー(コンプライアンス研修)の制度化を行い、また、半期に1回営業会議や業務グループ会議等へ出席し、教育・研修を行う。
 - e 従業員からのコンプライアンス相談窓口として、コンプライアンスホットラインを設置する。
 - f 社内規程等(ポリシー、基本規程、リスクごとのガイドライン・マニュアル)を整備する。
 - g 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則等との適合性を確保するため、内部統制室を配置する。
 - h 貸金業法については、法令及び日本貸金業協会の定める自主規制基本規則等との適合性を確保するため、リスク管理部がモニタリング・検証を行い、監査部が監査を行う。
 - i 割賦販売法については、法令及び社団法人日本クレジット協会の定める自主規制規則等との適合性を確保するため、リスク管理部がモニタリング・検証を行い、監査部が監査を行う。
 - j 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理
 - a 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書について、保存・管理を行う。
 - b 人事総務部管掌役員を統括責任者とし、人事総務部を事務局部室として、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程等に従い、保存・管理する。
 - c 文書名・保存年限・保存部室・担当者を記した明細を作成し、保存・管理責任の所在を明確化し、連番管理・台帳管理を行う。
 - d 取締役・監査役は、保存管理された情報を文書管理規程に従い、常時閲覧することができる。
 - e 保存すべき文書については、保存方法や台帳管理手法に関し、マニュアル化を行い、可視化する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールすべきリスクとして、戦略リスク、財務リスク、災害リスク、コンプライアンスリスク、業務リスクを把握している。
 - b リスク管理部管掌役員を統括責任者とし、事務局部室としてリスク管理部を設置し、リスクの評価と対応を行い、全社的なリスク状況の把握を行う。
 - c リスク管理規程に従い、リスクごとに、責任部室を明確化し、リスクコントロール及びリスクヘッジ体制を整備する。
 - d 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
 - e 社内規程等(基本規程、リスクごとのガイドライン・マニュアル)を整備する。
 - f 大規模災害を想定した対応として、防災対策の拡充を図る。
4. 取締役の職務執行の効率性の確保
 - a 取締役会は、会議を開催して、事業年度ごとに中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期の業績目標・設備投資・新規事業・人的配分を決定する。
 - b 代表取締役は、執行役員制度に基づき、執行役員の職務の執行の効率性を月度で開催する執行役員会を通じ、レビューを行い、その結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
 - c 取締役会は、会議を開催して、月次の業績に対し、コンピューターシステムを活用したデータ化された結果のレビューを定期的に行い、目標に対する評価・分析を行う。また、必要に応じて目標の修正を行う。
 - d 月次の業績に基づき、目標の修正等がなされた場合は、金融商品取引法及び金融商品取引所の開示基準に従い、IR担当部室を通じて、迅速かつ正確なディスクロージャーを行う。
5. 企業集団の業務の適正確保
 - a 業績・経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、適時適正な報告を関係会社に行う。
 - b 情報の保存・管理、リスク管理、コンプライアンス体制について、個社ごとに管理をするが、関係会社への報告を行い、必要に応じ、情報交換を行う。
 - c 関係会社と関係会社以外の株主の利益が相反するおそれのある取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず、取締役会で意思決定を行う。また、その決定の公正性を客観的に担保するため、取締役会には、関係会社から独立した社外取締役または社外監査役を、最低1名選任する。
 - d 子会社の管理は、関係会社管理規程に基づき行うものとし、定期的に報告を受ける。また、必要に応じて、モニタリングを実施する。
 - e 当社監査役及び監査部は、必要に応じて子会社の監査役ならびに監査部室とリスク管理、コンプライアンスについて協議を行い、それに基づき内部管理体制全般のモニタリングを行う。
6. 監査役補助使用人
 - a 監査役の職務を補助する使用人を置く。
7. 監査役補助使用人の独立性
 - a 監査役補助使用人は、監査役補助業務を行い、人事異動は、監査役会の承認を得るものとする。
 - b 取締役は、監査役補助使用人が監査役の指示の下に行った業務により、当該使用人に対し不利益な取扱いをしない。
 - c 監査役補助使用人は、他部室との兼任を禁止する。
8. 取締役及び使用人の監査役への報告
 - a 監査役は、経営及び事業遂行に関する事項について、月例で経営企画部から報告を受ける。
 - b 監査役は、コンプライアンス室が各部室から報告を受けた事案を月例で報告を受ける。
 - c 監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、会社の経営等に重大な影響のある事実、コンプライアンス室が報告を受けた事案で社長に報告する等特に重大な事案、内部通報の受付事案について随時報告を受ける。
9. その他監査の実効性確保
 - a 監査役は、重要な業務執行に関わる会議への出席及び意見陳述の権限を有する。
 - b 監査役は、取締役及び使用人に対する調査(会社の業務及び財産の状況等の調査)の権限を有する。
 - c 監査役は、コンプライアンス室・監査部との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを推進していくことは、企業の社会的責任を果たす観点からも必要かつ重要なことであると考えております。この基本的な考え方のもと、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした対応を行うこと」を、倫理憲章及び従業員の行動指針に定め従業員への周知徹底を図るとともに、当社における反社会的勢力排除並びに関係遮断に向け対応を統括する部署を人事総務部と定め、適宜適切な対応を実施しております。また、平成20年4月1日に「反社会的勢力排除規程」を制定し、多様化する反社会

的勢力からの被害防止に向けた、一層の取組みに努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

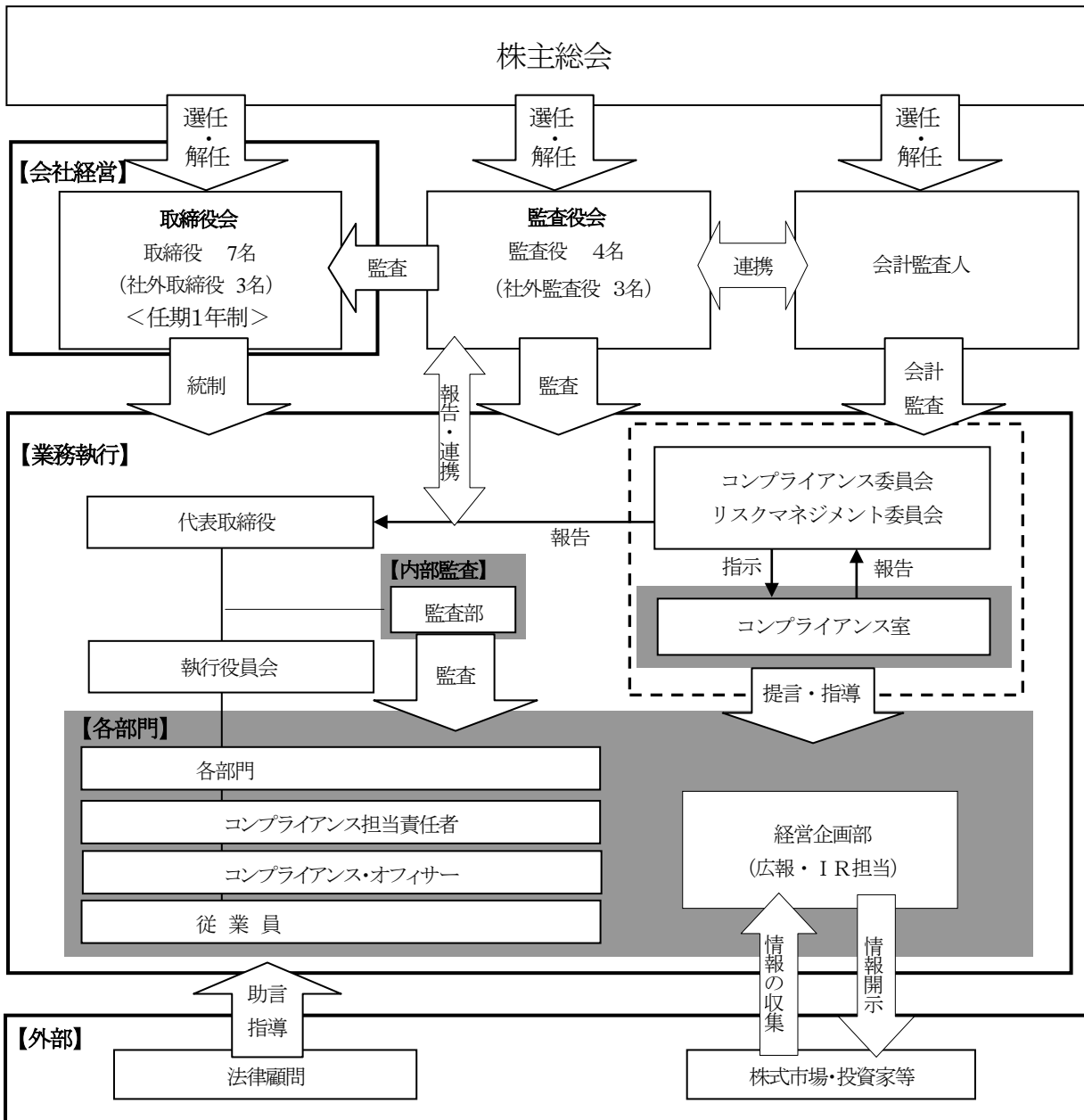
買収防衛策の導入の有無

なし

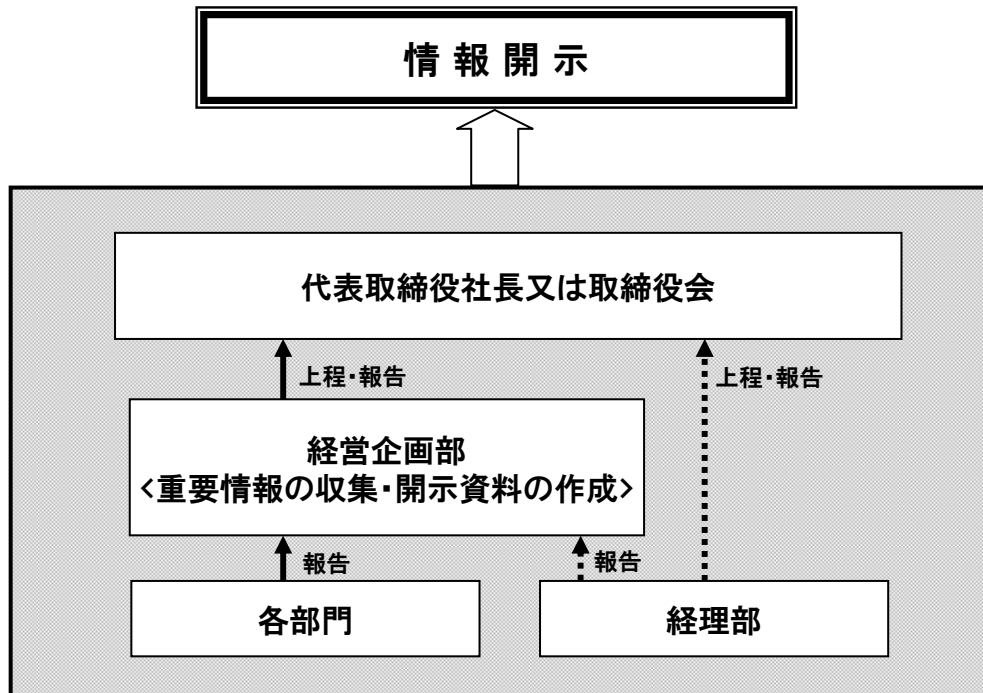
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【会社の機関・内部統制模式図】



【付表：重要な会社情報の開示に係る社内体制概要図】



↑ 重要情報(決算情報以外)の流れ

⋮ 決算情報の流れ